

横浜市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

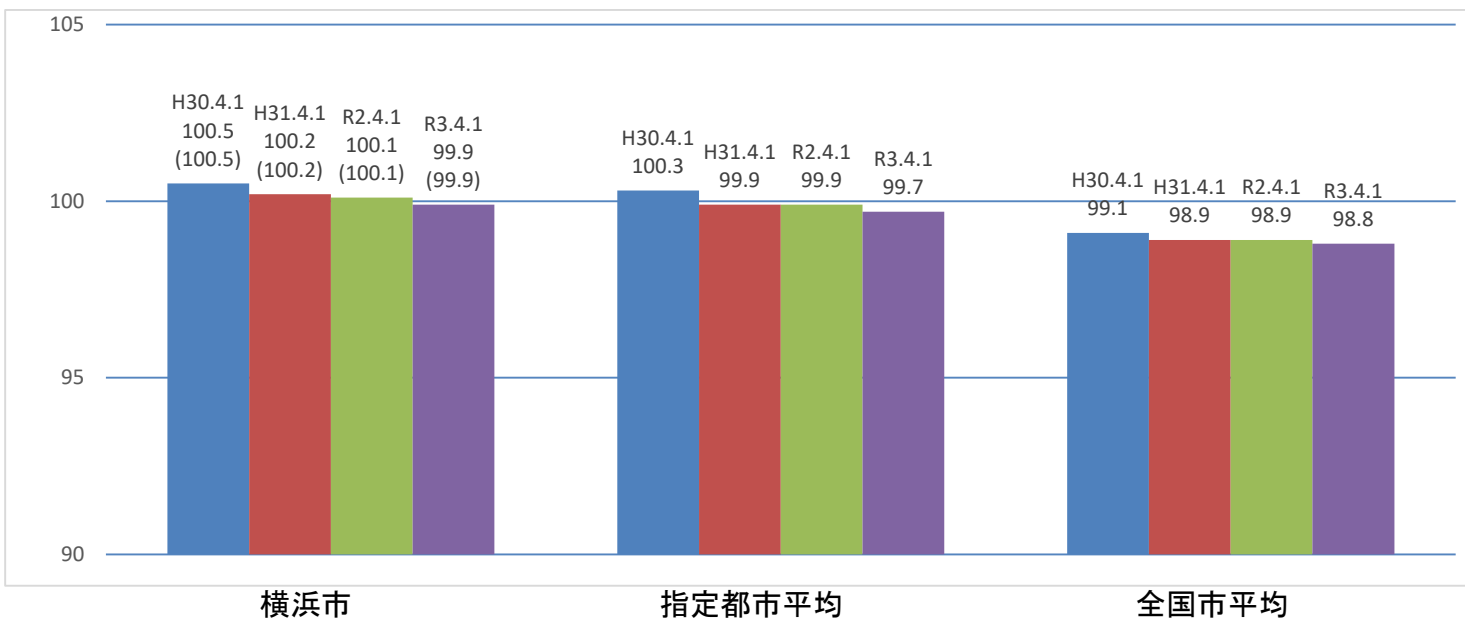
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
2年度	人 3,759,939	千円 2,369,287,047	千円 6,732,820	千円 359,094,594	% 15.2%	% 20.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 指定都市平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
2年度	人 37,063	千円 144,235,052	千円 45,038,628	千円 68,168,022	千円 257,441,702	千円 6,946	千円 6,891	

- (注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含まない。
 2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	384,950	385,012	△62 (0.02%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	4.32月	4.45月	△0.13月	△0.15月	4.30月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)行政職員給料表について、平均3.25%の引下げ。経過措置はなし。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(実施時期)平成28年4月1日より実施。
(支給割合)国基準16%に対し、横浜市においても16%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1~)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	15%	16%
横浜市の支給割合	12.26%	12.26%	12.57%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横浜市	40.6 歳	312,909 円	427,612 円	380,819 円
神奈川県	43.1 歳	327,444 円	440,165 円	387,622 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
指定都市	41.8 歳	319,200 円	435,265 円	379,190 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
横浜市	48.1 歳	2,782 人	309,488 円	388,639 円	369,292 円
うち清掃職員	45.3 歳	1,235 人	296,722 円	385,104 円	356,731 円
うち学校給食職員	50.1 歳	393 人	322,601 円	388,971 円	379,937 円
うち守衛	44.2 歳	15 人	296,847 円	390,742 円	351,913 円
うち用務員	50.7 歳	646 人	320,407 円	388,092 円	379,559 円
うち自動車運転手	55.8 歳	37 人	312,127 円	393,356 円	370,422 円
神奈川県	53.8 歳	258 人	315,701 円	383,791 円	362,234 円
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円
指定都市	51.1 歳	974 人	314,854 円	394,657 円	368,165 円

区分	県内民間企業（※）			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース（試算値）の比較		C/D
					公務員 (C)	民間 (D)	
横浜市	—	—	—	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理 業従業員	46.2 歳	300,100 円	1.28	6,294,248 円	4,166,100 円	1.51
うち学校給食職員	調理士	43.4 歳	285,800 円	1.36	6,533,551 円	3,832,000 円	1.70
うち守衛	守衛	54.6 歳	272,100 円	1.44	6,479,099 円	3,725,500 円	1.74
うち用務員	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.87	6,472,302 円	2,862,400 円	2.26
うち自動車運転手	自家用乗用 自動車運転者	56.8 歳	238,700 円	1.65	6,618,168 円	3,004,700 円	2.20

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成29年～31年の3か年平均）
なお、廃棄物処理従業員及び用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均のデータを使用している。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横浜市	—	—	—
うち高等（特別支援）学校	43.1 歳	348,483 円	434,755 円
うち小・中学校	39.5 歳	335,268 円	417,472 円
神奈川県	—	—	—
うち高等（特別支援）学校	43.0 歳	344,002 円	427,271 円
うち小・中学校	40.2 歳	342,293 円	415,679 円
指定都市	—	—	—
うち高等（特別支援）学校	44.2 歳	363,471 円	443,239 円
うち小・中学校	40.8 歳	343,442 円	412,111 円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		横浜市	神奈川県	国
一般行政職	大 学 卒	178,100 円	188,800 円	182,200 円
	高 校 卒	147,800 円	155,000 円	150,600 円
技能労務職	中 学 卒	141,500 円	143,800 円	—
教育職	大 学 卒	205,700 円	210,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

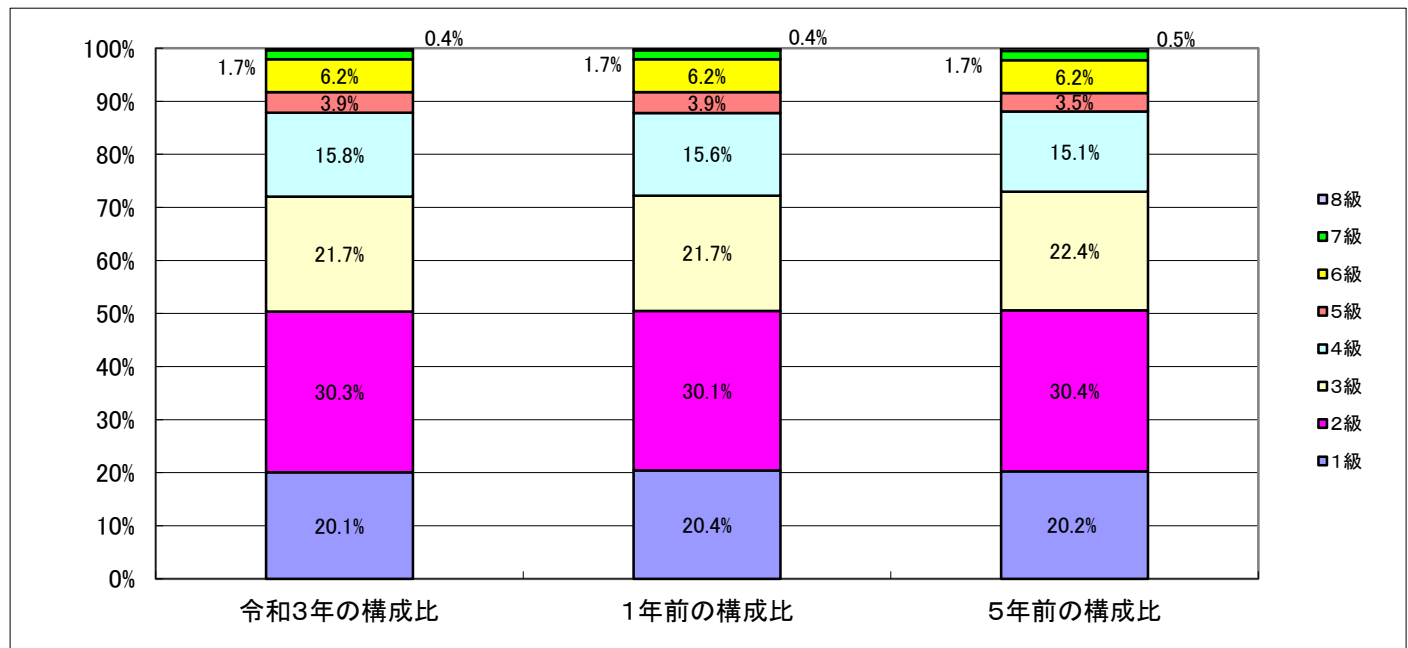
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,551 円	369,145 円	392,417 円	409,387 円
	高 校 卒	229,698 円	325,620 円	365,269 円	382,310 円
技能労務職	高 校 卒	214,360 円	283,563 円	351,908 円	370,742 円
	中 学 卒	195,571 円	252,458 円	323,556 円	359,904 円
教育職	—	—	—	—	—
うち高等（特別支援）学校	大 学 卒	299,983 円	381,148 円	395,705 円	425,767 円
うち小・中学校	大 学 卒	303,112 円	385,467 円	405,101 円	421,092 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

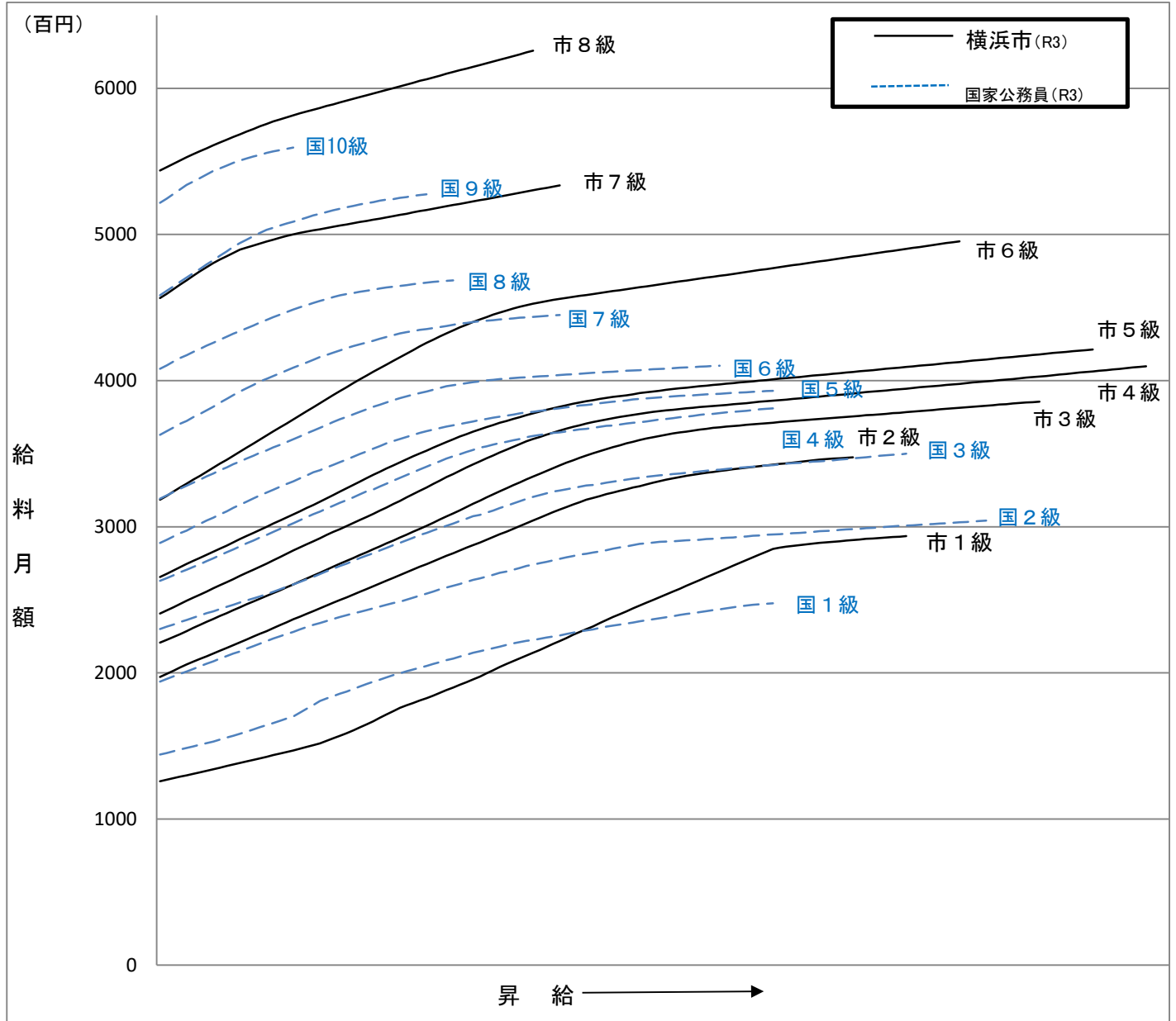
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員Ⅰ（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う職務）	2,483人	20.1%	126,900円	293,600円
2級	職員Ⅱ（高度の知識・技術又は経験を必要とする職務）	3,732人	30.3%	198,200円	347,500円
3級	職員Ⅲ（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする職務）	2,679人	21.7%	220,700円	385,600円
4級	係長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	1,944人	15.8%	240,600円	409,800円
5級	課長補佐の職務	478人	3.9%	265,600円	421,300円
6級	課長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	764人	6.2%	318,500円	495,300円
7級	部長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	212人	1.7%	456,500円	533,600円
8級	局長若しくは区長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	45人	0.4%	543,800円	625,800円

- (注) 1 横浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 この表における一般行政職は、「令和3年地方公務員給与実態調査」の職務区分による。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（横浜市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横浜市	神奈川県	国
1人あたり平均支給額（2年度） 1,988 千円	1人あたり平均支給額（2年度） 1,726 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.95) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 13～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（横浜市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人あたり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績（2年度決算）		24,817,724 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		694,493 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	16.00 %	35,735 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	482,669 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	46,666 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	28.6 %
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
外国勤務手当	フランクフルト・ムンバイ・ニューヨーク事務所に勤務する職員	業務に従事	31,883 千円	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額合計(在勤基本手当及び配偶者手当は法の規定による額の80%)
環境整備業務手当	一定の事務所等に勤務する職員	一般廃棄物の収集、運搬、処分等その他の環境整備に関する業務	29,792 千円	日額 100～260円
緊急走行等業務手当	火災、救急業務に係る事故その他の災害等に出動した消防吏員	消防用自動車及び救急用自動車による道路交通法施行令第14条に定めるところによる緊急の用務のための運転の業務	67,912 千円	従事した回数1回につき300円
消防特殊業務手当	身体、生命に危険のおそれがあると認められる業務に従事する消防職員	特殊な消火活動	79,190 千円	従事した回数1回につき340円
		高所等での活動		従事した回数1回につき220円・320円
		潜水での活動		従事した回数1回につき310円～1,500円
		有毒ガス発生状況下での活動		従事した回数1回につき250円
		危険な場所での救助活動		従事した回数1回につき210円
		胸骨圧迫心マッサージ		従事した回数1回につき300円
		特殊な傷病者への接触		従事した回数1回につき200円
		救急救命処置		従事した回数1回につき510円
死体取扱業務	従事した回数1回につき1,000～2,000円			

ヘリコプター業務手当	横浜ヘリポート等飛行関連の職員	ヘリコプターの操縦業務	12,755 千円	日額900円～3,700円
		ヘリコプターの整備業務		日額1,700円・1,300円
		ヘリコプターの搭乗作業業務に従事		従事した回数1回につき2,200円・2,860円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	学校の管理下において行われる部活動、対外運動競技等又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒に関する指導業務で、勤務を要しない日若しくは休日又はその他の日の正規の勤務時間外に行うもの	261,110 千円	日額 1,000円～5,000円
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員		27 千円	日額 840円・1,680円
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員			日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	8,752,628 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	421 千円
支給実績（31年度決算）	9,454,404 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	449 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき3,500円～11,500円を支給(月額)	異なる	支給額	3,157,043 千円	226,263 円
住居手当	借家・借間に居住する職員(40歳未満)に対して、19,600円を支給(月額)	異なる	支給基準及び支給額	1,749,752 千円	206,851 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給(月額) 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給(月額)	異なる	支給基準及び支給額	5,030,698 千円	128,603 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、40,000円～156,000円を支給(月額)	異なる	支給額	1,611,332 千円	676,746 円
初任給調整手当	医師・歯科医師、看護師等に対して一定期間1,600円～216,000円を支給(月額)	異なる	支給基準及び支給額	93,516 千円	1,612,345 円
日直・宿直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内の監視に従事した職員に対して(日直)、庁舎に宿泊して、日直と同様の業務に従事した職員に対して(宿直)、勤務1回につき6,400円を支給 ただし、従事した時間が5時間未満の場合は3,200円(日直に限る)を支給	異なる	支給額	46,634 千円	147,576 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	10頁(5)時間外勤務手当に含む	10頁(5)時間外勤務手当に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	10頁(5)時間外勤務手当に含む	10頁(5)時間外勤務手当に含む
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等(勤務を要しない日又は休日)及び週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間において、勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、職位と勤務した時間に応じて3,000円～18,000円を支給	同じ	—	5,742 千円	38,026 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に対して、2,000円～8,000円を支給(月額)			968,060 千円	57,971 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	市 副 市	長	1,599,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額	
		長		1,599,000 円 / 500,000 円	
報 酬	議	長	1,179,000 円	1,179,000 円 / 779,000 円	
	副 議	長	1,061,000 円	1,061,000 円 / 703,000 円	
	議	員	953,000 円	953,000 円 / 648,000 円	
期 末 手 当	市	長	(2年度支給割合)		
	副 市	長	4.45 月分		
退 職 手 当	議	長	(2年度支給割合)		
	副 議	長 員	4.45 月分		
退 職 手 当	市	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市	長	$1,599,000 \times \text{在職月数} \times 0.448$	34,384,896円	任期毎
			$1,285,000 \times \text{在職月数} \times 0.345$	21,279,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

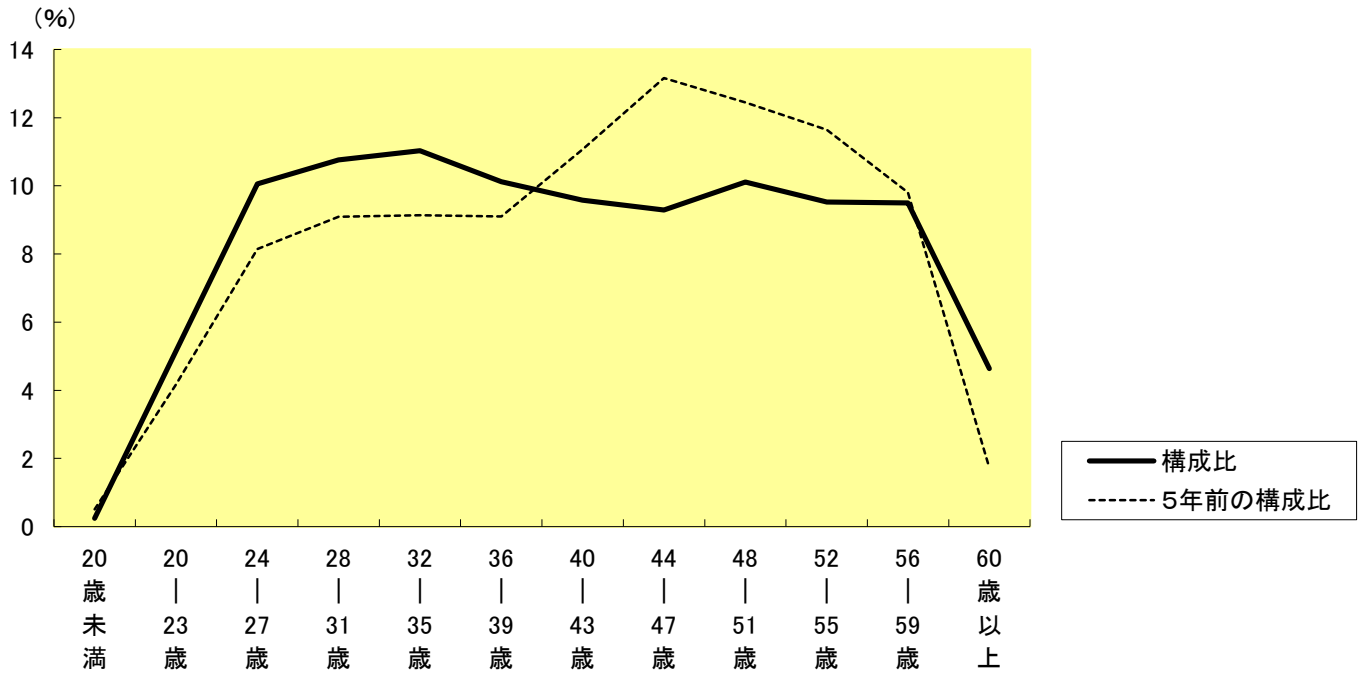
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	53	56	3	組織体制強化 ▲ 11 常勤再任用職員の任期更新 0 2 2 35 組織体制強化・常勤再任用職員の配置 51 組織体制強化・常勤再任用職員の配置 80 組織体制強化・常勤再任用職員の配置
		総務	3,287	3,299	12	
		税務	1,168	1,157	▲ 11	
		労働	25	25	0	
		農林水産	133	135	2	
		商工	259	261	2	
		土木	2,299	2,334	35	
		民生	4,476	4,527	51	
		衛生	3,605	3,685	80	
		計	15,305	15,479	174	
	教育部門	18,104	19,103	999	国の基準に基づく教職員の増員等	
	消防部門	3,654	3,654	0	組織体制強化・常勤再任用職員の配置	
	小 計	37,063	38,236	1173	<参考> 人口1万当たり職員数 98.71 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 112.80 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	2,152	2,152	0	常勤再任用職員の配置 2 39 組織体制強化 5 1	
	水道	1,400	1,402	2		
	交通	2,495	2,534	39		
	下水道	816	821	5		
	その他	819	820	1		
	小 計	7,682	7,729	47		
合 計		44,745 [45,288]	45,965 【45,527】	1220	<参考> 人口1万当たり職員数 122.25 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	112人	2,368人	4,622人	4,947人	5,070人	4,650人	4,401人	4,271人	4,646人	4,380人	4,366人	2,132人	45,965人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	28年	29年	30年	31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	14,384	14,757	14,827	14,972	15,305	15,479	1,095 (7.9%)
教育	2,506	17,678	17,670	17,619	18,104	19,103	16,597 (627.9%)
消防	3,512	3,545	3,579	3,580	3,654	3,654	142 (6.1%)
普通会計	20,402	35,980	36,076	36,171	37,063	38,236	17,834 (84.3%)
公営企業等会計	7,405	7,540	7,604	7,622	7,682	7,729	324 (4.9%)
総合計	27,807	43,520	43,680	43,793	44,745	45,965	18,158 (63.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 31年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 74,372,263	千円 6,508,485	千円 11,002,522	% 14.8	% 14.8

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費1,896,743千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人 1,479	千円 5,607,664	千円 1,951,764	千円 2,634,117	千円 10,193,545	千円 6,892

(参考) 指定都市水道 事業平均一人当たり給 与費
千円 6,586

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市（水道事業）	44.4 歳	388,440 円	600,250 円
指定都市（水道事業）	44.6 歳	361,241 円	548,236 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市（水道事業）				横浜市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（2年度）				1人当たり平均支給額（2年度）			
1,781 千円				1,988 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.85	月分	2.60	月分	1.85	月分
(1.45)	月分	(0.95)	月分	(1.45)	月分	(0.95)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・職務段階別加算 5～20%				・職務段階別加算 5～20%			
・管理職加算 25%				・管理職加算 13～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市（水道事業）の1人当たり平均支給額は、1,641千円となっている。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市（水道事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	18.368 月分	27.397 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	27.788 月分	35.397 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	1,667 千円	19,728 千円	1人当たり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（水道事業）の1人当たり平均支給額は、18,597千円となっている。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）			930,032 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）			630,103 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	16.00 %	1,476 人	16.00 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		- %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣された職員	災害応急対策、災害復旧のための業務又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0 千円	日額 840円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	545,065 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	383 千円
支給実績（31年度決算）	612,091 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	429 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき3,500円～11,500円を支給（月額）	同じ	—	155,464 千円	230,658 円
住居手当	借家・借間に居住する職員（40歳未満）に対して、19,600円を支給（月額）	同じ	—	49,634 千円	213,939 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給（月額）	同じ	—	228,915 千円	160,642 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、48,000円～156,000円を支給（月額）	同じ	—	39,971 千円	713,776 円
単身赴任手当	異動又は勤務場所の移転に伴い、移転後の勤務場所へ通勤することが困難である等の職員に対し、30,000円を支給（月額） また、距離に応じ8,000円～70,000円を加算する。	同じ	—	2,664 千円	532,800 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	16頁「オ 時間外勤務手当」に含む	16頁「オ 時間外勤務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	16頁「オ 時間外勤務手当」に含む	16頁「オ 時間外勤務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、休業日（勤務を要しない日又は休日）及び休業日以外の日の午前0時から午前5時までの間において1時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、4,000円～18,000円を支給	同じ	—	20 千円	10,000 円

（注）「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める職 員給与費比率	(参考)
	A			B/A	31年度の総費用に占め る職員給与費比率
2年度	千円 2,023,773	千円 710,211	千円 237,698	% 11.7	% 10.7

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,598千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人 26	千円 107,707	千円 29,179	千円 52,704	千円 189,590	千円 7,292

(参考) 指定都市工業 用水道事業平均一人当 たり給与費	
千円	7,240

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市 (工業用水道事業)	46.7 歳	417,681 円	615,970 円
指定都市 (工業用水道事業)	44.6 歳	383,949 円	574,314 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市 (工業用水道事業)				横浜市 (一般行政職)			
1人当たり平均支給額 (2年度)				1人当たり平均支給額 (2年度)			
1,913 千円				1,988 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	(1.45) 月分	1.85 月分	(0.95) 月分	2.60 月分	(1.45) 月分	1.85 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・職務段階別加算 5~20%				・職務段階別加算 5~20%			
・管理職加算 25%				・管理職加算 13~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市 (工業用水道事業) の1人当たり平均支給額は、1,839千円となっている。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市（工業用水道事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	18.368 月分	27.397 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	27.788 月分	35.397 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	33 千円	388 千円	1人当たり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

※ 退職手当はすべて水道事業会計で支出し、工業用水道事業では負担金を支払っているため退職手当は支給していない。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）			17,922 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）			689,316 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	16.00 %	26 人	16.00 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		- %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣された職員	災害応急対策、災害復旧のための業務又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0 千円	日額 840円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	2,950 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	118 千円
支給実績（31年度決算）	4,310 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	166 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき3,500円～11,500円を支給（月額）	同じ	—	3,646 千円	243,067 円
住居手当	借家・借間に居住する職員（40歳未満）に対して、19,600円を支給（月額）	同じ	—	706 千円	235,200 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給（月額）	同じ	—	3,319 千円	132,765 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、48,000円～156,000円を支給（月額）	同じ	—	636 千円	636,000 円
単身赴任手当	異動又は勤務場所の移転に伴い、移転後の勤務場所へ通勤することが困難である等の職員に対し、30,000円を支給（月額） また、距離に応じ8,000円～70,000円を加算する。	同じ	—	0 千円	0 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	19頁「オ 時間外勤務手当」に含む	19頁「オ 時間外勤務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	19頁「オ 時間外勤務手当」に含む	19頁「オ 時間外勤務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、休業日（勤務を要しない日又は休日）及び休業日以外の日の午前0時から午前5時までの間において1時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、4,000円～18,000円を支給	同じ	—	0 千円	0 円

（注）「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(3) 自動車事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 31年度の総費用に占め る職員給与費比率
	A		B	B/A	
2年度	千円 20,614,934	千円 -3,219,093	千円 13,690,892	% 66.4%	% 66.9

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 1,341	千円 4,976,226	千円 3,028,734	千円 1,529,119	千円 9,534,079
					千円 7,110

(参考) 指定都市バス事業平均 一人当たり給与費
千円 6,622

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市(自動車事業)	48.0 歳	347,676 円	604,550 円
指定都市(バス事業)平均	48.1 歳	331,633 円	559,224 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
横浜市	48.4 歳	1,076 人	342,308 円	600,366 円
指定都市平均	48.5 歳	512 人	320,432 円	545,506 円

区 分	県内民間企業			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		C/D
					公務員(C)	民間(D)	
横浜市	営業用バス運転手	51 歳	496,300 円	1.21	7,204,392 円	5,955,600 円	1.21

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年~31年の3か年平均)

※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市（自動車事業）			横浜市（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（2年度）			1人当たり平均支給額（2年度）		
1,754 千円			1,988 千円		
（2年度支給割合）			（2年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.85 月分		2.60 月分	1.85 月分	
（ 1.45 ）月分	（ 0.95 ）月分		（ 1.45 ）月分	（ 0.95 ）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5～20%			・職務段階別加算 5～20%		
・管理職加算 13～25%			・管理職加算 13～25%		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市（バス事業）の1人当たり平均支給額は、1,481千円となっている。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市（自動車事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	18.368 月分	27.397 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	27.788 月分	35.397 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	1,945 千円	16,268 千円	1人当たり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（バス事業）の1人当たり平均支給額は、14,130千円となっている。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		830,676 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		582,931 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	16.00 %	1,425 人	16.00 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		3,267 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		17,161 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		62 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
助役・操車手当	バス営業所の助役、操車	助役、操車業務	2,477 千円	1件あたり150～250円
整備手当	バス営業所の自動車検査員、職長、整備主任者	整備業務	790 千円	1件あたり50～150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	1,794,677 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	1,273 千円
支給実績（31年度決算）	1,924,590 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	1,333 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	扶養親族1人につき3,500円～11,500円を支給（月額）	同じ	—	205,070 千円	152,923 円
住居手当	借家・借間に居住する職員（40歳未満）に対して、19,600円を支給（月額）	同じ	—	37,537 千円	27,992 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給（月額）	同じ	—	147,031 千円	109,642 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、48,000円～156,000円を支給（月額）	同じ	—	10,476 千円	698,400 円
休日給	正規の勤務時間に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100/100を支給	異なる	支給割合	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日及び公休日以外の日の午前零時から午前5時までの間において1時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、4,000円～18,000円を支給	同じ	—	0 千円	0 円

（注）「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(4) 高速鉄道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 31年度の総費用に占め る職員給与費比率
	A		B	B/A	
2年度	千円 40,369,517	千円 -2,595,199	千円 8,131,608	% 20.1%	% 19.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費1,189,480千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円
2年度	人 988	千円 3,667,665	千円 1,946,644	千円 1,221,289	千円 6,835,598	千円 6,919

(参考) 指定都市鉄道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,941

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、2年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市(高速鉄道事業)	42.8 歳	343,095 円	580,862 円
指定都市(鉄道事業)平均	44.9 歳	343,618 円	575,600 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
横浜市	37.0 歳	224 人	284,646 円	491,816 円

区 分	民間			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		C/D
					公務員(C)	民間(D)	
横浜市	電車運転士	39.9 歳	533,200 円	0.92	5,901,792 円	6,398,500 円	0.92

※ 指定都市平均は、鉄道事業(運転手以外の職種を含む。)に係る値である。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年~R2年の3か年平均)

※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市（高速鉄道事業）			横浜市（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（2年度）			1人当たり平均支給額（2年度）		
1,772 千円			1,988 千円		
(2年度支給割合)			(2年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.85 月分		2.60 月分	1.85 月分	
(1.45)月分	(0.95)月分		(1.45)月分	(0.95)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5～20%			・職務段階別加算 5～20%		
・管理職加算 13～25%			・管理職加算 13～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市（鉄道事業）の1人当たり平均支給額は、1,532千円となっている。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市（高速鉄道事業）			横浜市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	18.368 月分	27.397 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	27.788 月分	35.397 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	1,139 千円	18,467 千円	1人当たり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（鉄道事業）の1人当たり平均支給額は、15,968千円となっている。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		607,216 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		574,471 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	16.00 %	1,057 人	16.00 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		42,436 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		101,765 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		39.5 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
宿泊手当	乗務員、技術現業職員	運転業務、保守業務	34,609 千円	1件あたり1,200円
運転士手当	地下鉄運転士、地下鉄指 導運転士	運転業務	7,827 千円	1件あたり150～250円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	958,737 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	909 千円
支給実績（31年度決算）	1,103,913 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	1,046 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき3,500円～11,500円を支給（月額）	同じ	—	105,339 千円	106,618 円
住居手当	借家・借間に居住する職員（40歳未満）に対して、19,600円を支給（月額）	同じ	—	40,250 千円	40,738 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給（月額）	同じ	—	170,520 千円	172,590 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、48,000円～156,000円を支給（月額）	同じ	—	22,146 千円	714,387 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100/100を支給	異なる	支給割合	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日及び公休日以外の日の午前零時から午前5時までの間において1時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、4,000円～18,000円を支給	同じ	—	0 千円	0 円

（注） 「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 31年度の総費用に占め る職員給与費比率
	A		B	B/A	
2年度	千円 41,536,534	千円 -526,239	千円 17,464,060	% 42.0	% 42.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費197,463千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	(参考) 指定都市病院事業平均 一人当たり給与費 千円 7,187
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人 1,581	千円 5,743,533	千円 3,656,566	千円 2,676,483	千円 12,076,582	千円 7,639

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市 (病院事業・医師)	44.6 歳	557,213 円	1,221,701 円
横浜市 (病院事業・看護師)	38.4 歳	342,024 円	443,227 円
横浜市 (病院事業・事務職)	40.5 歳	368,184 円	481,060 円
指定都市 (病院事業・医師) 平均	40.2 歳	552,482 円	1,330,603 円
指定都市 (病院事業・看護師) 平均	37.8 歳	299,613 円	480,835 円
指定都市 (病院事業・事務職) 平均	43.9 歳	350,007 円	554,271 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市 (病院事業)		横浜市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (2年度) 1,694 千円		1人当たり平均支給額 (2年度) 1,988 千円	
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 13~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 13~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市 (病院事業) の1人当たり平均支給額は、1,317千円となっている。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

横浜市（病院事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.368 月分	27.397 月分	勤続20年	18.368 月分	27.397 月分
勤続25年	27.788 月分	35.397 月分	勤続25年	27.788 月分	35.397 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	39.7575 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	1,011 千円	14,449 千円	1人当たり平均支給額	1,276 千円	20,455 千円
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		955,418 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		581,508 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	16.00 %	1,643 人	16.00 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		329,114 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		307,871 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		65.0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務が深夜帯において行われる業務に従事	313,625 千円	1回3,500円（深夜の全部を含む勤務である場合3,800円加算、深夜における勤務時間が2時間に満たない場合2,600円、特別の事情のあるとき400円加算）
分べん手当	病院に勤務する医師	分べん補助業務に従事	10,020 千円	1件10,000円
緊急呼出待機手当	病院に勤務する医師及び看護師	緊急時の診療業務に対応するため自宅等に待機をした場合	5,469 千円	医師 1回2,500円 看護師 1回2,000円
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員		— 千円	日額 840円・1,680円
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員			日額 4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	808,835 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	562 千円
支給実績（31年度決算）	711,488 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	513 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき2,000円～11,500円を支給（月額）	同じ	—	109,303 千円	226,301 円
住居手当	借家・借間に居住する職員（40歳未満）に対して、19,600円を支給（月額）	同じ	—	71,756 千円	193,937 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～32,100円を支給（月額）	同じ	—	181,197 千円	127,067 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、職務の級及び職の区分に応じて、50,000円～161,500円を支給（月額）	同じ	—	114,964 千円	919,718 円
初任給調整手当	医師・歯科医師、看護師等に対して一定期間1,600円～306,000円を支給（月額）	異なる	支給額	640,905 千円	867,260 円
日直・宿直手当	【日直】正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内の監視に従事 【宿直】庁舎に宿泊して、日直と同様の業務に従事した職員に対して、勤務1回につき6,400円（医師等は15,400円）、従事した時間が5時間未満の場合は3,200円（日直に限る）を支給	同じ	—	267,305 千円	843,234 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日において、4時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、8,000円～12,000円（8時間以上勤務した場合は、この額の150/100の額）を支給	同じ	—	0 千円	0 円

（注）「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。